

第41回委員会参考資料2についての意見

山岡久和

「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」であります。平成15年11月28日に都市再生本部決定として都市再生プロジェクト（第6次決定）関連参考資料に「琵琶湖・淀川流域圏の再生 ～歴史・文化を生かし自然との共生を目指す流域全体での一体的な取組～」というタイトルで琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿で次世代に継承するため「歴史・文化を生かし自然と共生する流域圏・都市圏の再生」の実現を図る。このため国、関係地方公共団体等、流域全体での一体的な取り組み体制を構築し、以下のような観点で総合的に施策を展開することとする。（1）琵琶湖・淀川が有していたヨシ原、ワンド等を再生するとともに、琵琶湖から淀川に至る流域圏としての生態系・景観の保全・再生のための施策を展開する。（2）都市を代表する社会資本ストックを歴史的蓄積も生かしつつ後世に残すことを念頭に、沿川のまちづくりと一体となった親水空間や防災用水ネットワークの整備を進める。さらに失われた清流の回復、浄化用水の導入、汚水処理施設の整備等健全な水循環系再生のための施策を推進する。（3）琵琶湖・淀川流域の新たな交流・連携の場として、水辺の賑わいや川の文化の復活、水を軸とした広域周遊観光、災害時の物流対応のための水上交通ネットワークの構築等を推進する。とあり、琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会が平成16年4月22日に設置されています。その内訳は、国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産省、経済産業省、環境省、と三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、大津市のほかオブザーバーとして内閣官房 都市再生本部 参事官であります。「琵琶湖・淀川流域の再生 基本理念（案）」では、基本理念、基本方針、推進方針、計画が謳われています。その上、5つのWGを設置することが決まっています。このような経過と説明もなく河川管理者提供資料として「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」が第29回淀川部会(平成17.4.11)に出されましたが流域委員会の委員に対して、また、傍聴者に対しても全ての情報を公開すべきであり不親切とおもいます。淀川水系流域委員会は、淀川水系における「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年2月1日に国土交通省近畿地方整備局によって設置され、①近畿地方整備局が策定する「淀川水系河川整備計画（大臣管理区間を基本）」に対して、意見をのべる。②関係住民の意見の反映方法について意見を述べる。ことであります。今回出されました「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」（参考資料）は、現在のところは学識経験者や、関係する市町村長の意見並びに住民等の意見の反映もなく、トップダウン方式で作成されたものとおもわれますが、経過や方針部分はもっともらしく書かれています。計画部分は方針や淀川水系流域委員会の審議内容が反映されているようには感じられずあまりにもずさんで、結局、事業を実施（再生プロジェクト）することが目立って「治水、利水、環境」について、深い考察も感じられません。豊かな人間社会にとって、河川は、先ず治水です。しかし、治水と環境は切り離して考えられない関係にあります。このことについては、現在、淀川水系流域委員会で審議中であります。治水計画が定まら

なければ利水も環境及び利用は、結局は手戻りになってしまいます。しかしながらこの再生計画には治水に関する事柄がありません。琵琶湖の環境改善と琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減のため、1,500t 放流の是非は別として 1,500t を瀬田川から流すことにともなって鹿跳溪谷や天ヶ瀬ダム再開発および塔の島地区の掘削等に関する問題並びに堤防強化等に関する問題に触れず、その上、宇治川(宇治市域)に関する部分が再生計画から欠落しているのはなぜでしょうか？「琵琶湖・淀川流域圏の再生 基本理念(案)」に基づき書かれてはいますが中身がなく、事業ありきで「同協議会の計画内容」が乖離しているように感じます。「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を策定される協議会組織は、上位計画的に構成されて行政レベルでは淀川水系流域委員会の係る組織より遥かに大きい組織であり、国土交通省近畿地方整備局はその一部であります。また、これから多くの分科会や専門委員会、更に、分野別部会、地域部会等が設置されるらしいですが淀川水系流域委員会との関係はどうなるのでしょうか？軽視されているようで心配です。したがって、淀川水系流域委員会の意見が「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」にどれだけ反映されるか疑問ではありますが、淀川水系流域委員会の「淀川モデル」にこめた思いが、出来る限り反映されますように各委員の今後の奮闘を期待します。